

令和6年第3回 飯塚市議会会議録第6号

令和6年9月26日（木曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第24日 9月26日（木曜日）

第1 常任委員会委員長報告

1 総務委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第71号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第3号）
- (2) 議案第73号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

2 福祉文教委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第74号 飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第81号 指定管理者の指定（飯塚市健幸プラザ）
- (3) 議案第82号 指定管理者の指定（飯塚市庄内生活体験学校）

3 協働環境委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第75号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第76号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第80号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）
- (4) 議案第83号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（芦屋町）
- (5) 議案第84号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（うきは市）
- (6) 議案第85号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（直方市）
- (7) 議案第86号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更

4 経済建設委員長報告（質疑、討論、採決）

- (1) 議案第72号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- (2) 議案第77号 土地の処分（筑穂地域工業団地造成用地の一部）
- (3) 議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）
- (4) 議案第79号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）
- (5) 議案第87号 市道路線の廃止及び認定
- (6) 議案第88号 市道路線の認定
- (7) 認定第11号 令和5年度 飯塚市水道事業会計決算の認定
- (8) 認定第12号 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定
- (9) 認定第13号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定
- (10) 認定第14号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定

第2 令和5年度決算特別委員長報告（質疑、討論、採決）

- 1 認定第1号 令和5年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定
- 2 認定第2号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 3 認定第3号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定
- 4 認定第4号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
- 5 認定第5号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 6 認定第6号 令和5年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

- 7 認定第 7 号 令和 5 年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - 8 認定第 8 号 令和 5 年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - 9 認定第 9 号 令和 5 年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定
 - 10 認定第 10 号 令和 5 年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定
- 第 3 議会運営委員長報告（質疑、討論、採決）
- 1 請願第 8 号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願
- 第 4 人事議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
- 1 議案第 89 号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること
 - 2 議案第 90 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
 - 3 議案第 91 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
 - 4 議案第 92 号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること
- 第 5 議員提出議案の提案理由説明、質疑、討論、採決
- 1 議員提出議案第 9 号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出
 - 2 議員提出議案第 10 号 P F A S の指標値の速やかな見直しを求める意見書の提出
- 第 6 報告事項の説明、質疑
- 1 報告第 13 号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）
 - 2 報告第 14 号 継続費精算報告書の報告（令和 5 年度 飯塚市一般会計）
 - 3 報告第 15 号 継続費精算報告書の報告（令和 5 年度 飯塚市下水道事業会計）
 - 4 報告第 16 号 令和 5 年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告
- 第 7 署名議員の指名
- 第 8 閉 会

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（江口 徹）

これより本会議を開きます。常任委員会に付託していました「議案第 71 号」から「議案第 88 号」までの 18 件及び「認定第 11 号」から「認定第 14 号」までの 4 件、以上 22 件を一括議題といたします。

「総務委員長の報告」を求めます。17 番 吉松信之議員。

○17 番（吉松信之）

総務委員会に付託を受けました議案 2 件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第 71 号 令和 6 年度 飯塚市一般会計補正予算（第 3 号）」については、執行部から補正予算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、農業物価高騰対策支援事業費について、農業者及び畜産業者に対し、農業収入額の区分に応じて上限 100 万円までの補助を行うということだが、区分別に見たときに、圧倒的に対象者の多い 300 万円未満や 300 万円以上 900 万円未満の区分に該当する方に対し、手厚い配分を行うような検討はしなかったのかということについては、今回の支援制度は物価高騰の影響をより多く受けた農業者等に対して手厚く支援をするという枠組みになっている。農業収入額が多いということは、それだけ生産コストがかかっていることになるので、今回は農業収入額に応じた支援をすることにしていくという答弁であります。

次に、生活応援クーポン券発行事業について、生活応援クーポン券の印刷等はどのように行う

のかということについては、市内事業者に発注するように考えているという答弁であります。

次に、生活応援を行う手段として、クーポン券の発行で約6300万円の事務経費を組んでいるが、現金給付を行う場合の事務経費はどのくらいの金額になるのかということについては、以前実施した同様の事業を基に試算すると5千万円程度の事務経費になると見込んでいるという答弁であります。

次に、生活応援を行う手段について、市の事業として最小限のコストで最大限の効果を発揮するよう十分検討すべきだと考えるが、どのように考えているのかということについては、本事業は物価高騰の影響を受けている市民の負担軽減に加え、消費喚起による市内経済の活性化という2つの目的を達成するために考えた事業であるため、現金給付に関する検討や確認はしていないという答弁であります。

次に、大学間連携人材育成事業について、飯塚地域雇用創造協議会負担金として計上しているが、実際の事業費はどのくらいの金額になるのかということについては、負担金全額がバス借上料等の事業費であり、それ以外に、各大学が費用負担する部分や、参加者が負担する食事相当額などがあるという答弁であります。

次に、この事業はどのような理由から飯塚地域雇用創造協議会で実施するのかということについては、この協議会は、本市や経済団体等が別に実施している産業や経済の活性化、その他の雇用創造に資する取組と、魅力ある雇用やそれを担う人材の維持・確保の取組等を一体的に実施することにより、飯塚地域の雇用創造の改善を図ることを目的として組織された協議会であり、現在、厚生労働省の委託事業である地域雇用活性化推進事業や本市単独で実施している小中高大が連携した人材育成事業を実施していることから、この協議会で実施することとしているという答弁であります。

次に、公園施設長寿命化事業について、公園整備は計画的に継続して行う事業だと認識しているが、今回、補正額が3340万円とかなりの額になっているのはどのような理由なのかということについては、今回の補正は、国の社会資本整備総合交付金の追加補正があったため、公園施設長寿命化計画で令和7年度に予定していた公園整備を、前倒しで本年度実施するようにしたことから今回の補正額になっているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第73号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

総務委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの総務委員長報告のうち、「議案第71号」には賛成、「議案第73号」には反対の立場から討論を行います。

まず、「一般会計補正予算（第3号）」についてであります。生活応援クーポン券発行事業費、農作物価高騰対策支援事業費、貨物運送事業物価高騰対策支援事業費、保育所等給食費支援事業費は、原油価格・物価高騰対策事業費として予算計上されたものであります。

事業費8億1146万円の財源は、国の臨時交付金が3億901万円、残りが市の独自財源です。このうち、生活応援クーポン券、農業者支援金、運送事業者支援金は、武井市長が昨年11月の市長選挙において重点公約に掲げたものであります。

生活応援クーポン券は、市民1人5千円分、1千円券5枚つづりのクーポン券を11月上旬か

ら中旬までに発送し、年末年始に利用してほしいとの説明です。来年1月末が使用期限となっています。これは市長の重点公約の第1の柱であります。

この1年間、市長が何を考えてきたかは分かりにくいところですが、市長就任の後、作成した12月補正予算書には、市長公約の生活応援クーポン券再発行の予算を盛り込まず、その一方で、市の基本方針とは異なる人権教育啓発相談センターを新築することについて、12月4日に市長応接室で部落解放同盟委員長と確認書を交わしております。その事業費は12億円を上回るのがあります。

この12月議会以降、繰り返し公約実現を求める私の質問に市長は、国の支援が行き届いた後で検討するなど、やる気の見えない答弁を続けてきました。生活応援を「ぜひ、現金支給で」と求める世論が広がり、6月議会に請願が提出されたことは市長の背中を押すものでしたが、市議会では、賛成7、反対19で否決となりました。

生活応援クーポン券再発行の市長公約について、前回並みの予算規模を期待したにもかかわらず、前回の15億5千万円に対し、今回は6億3千万円であり、9億2千万円の減額となっています。並行して進められた人権教育啓発相談センター新築予算12億円超とはどういう関係があるのでしょうか。

物価高騰による、市民負担の軽減を図るといふなら、不要不急の無駄遣いはやめて、5千円に続くしっかりした支援が必要です。希望する市民が市役所で現金に交換できるように、今からでも手だてを取るべきです。市内経済の活性化というなら、市民が使いやすいように現金支給とし、少なくとも前回規模を超えるところまで実施して当然ではないでしょうか。

農業者支援金は、畜産業者以外の農業者は、農業収入額300万円未満は1万円、300万円以上は区分に応じて支給し、上限100万円となっています。畜産業者は、農業収入額300万円未満は2万円、300万円以上は区分に応じて支給し、同じく100万円が上限です。支援金総額は4047万円となっています。

貨物運送事業者支援は1台当たり3万円です。上限は、一般貨物自動車運送事業者は30万円、貨物軽自動車運送事業者は6万円です。支援金総額は4800万円です。

農業支援金はJAふくおか嘉徳、運送事業者支援金は福岡県トラック協会嘉飯山支部、それぞれの要望書に基づく予算計上が見送られ続けた中で、国の臨時交付金の対象事業でした。関係者の声を踏まえた私の議会質問に対し、経済部長が昨年9月議会で、できるだけ早く実施したいと答弁し、11月の市長選挙にて武井市長が重点公約に掲げました。それから予算計上の機会としては12月議会、3月議会、6月議会とあったのに、その都度、予算計上が見送られ、私の質問には同じ答弁が続きました。実情調査を踏まえて今回ようやく実現した予算計上ですが、他自治体のように、さらに第2次、第3次支援が求められます。

保育所等給食費支援金は、物価高騰にもかかわらず、給食費を引き上げず従来どおりの給食を行う私立保育所17園、認定こども園8園が対象です。支援金総額3047万円で、飯塚市の負担は5割、1523万円です。支援の継続が必要です。

次は、「飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」についてであります。これは、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係規定を整備するものとの説明です。マイナンバーに関するものであり、認めることができません。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第71号 令和6年度 飯塚市一般会計補正予算（第3号）」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第73号 飯塚市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起 立)

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「福祉文教委員長の報告」を求めます。24番 金子加代議員。

○24番(金子加代)

福祉文教委員会に付託を受けました議案3件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第74号 飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、当該施設の管理を、指定管理者に「行わせるものとする」という規定を、「行わせることができる」と改正するのはどのような理由なのかということについては、現状では、施設の管理運営を行えるのは指定管理者のみであり、指定管理者が不測の事態等により管理運営を行うことができなくなった場合に、一時的に教育委員会で対応ができるようにするためであるという答弁であります。

次に、今回の改正により、教育委員会が施設の管理運営を行えるようになることだが、どのような場合に管理運営することを想定しているのかということについては、指定管理者が事業の実施が困難になった場合に、次の指定管理者を選定し、事業が再開できるまでの間、施設の安全管理を教育委員会が行うこと等を想定しているという答弁であります。

次に、今回の改正により、休館日を変更したのはどのような経緯なのかということについては、改正前の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとなっていたが、令和3年1月から、スタッフの確保等を目的に、第5週を除いた水曜日も休館日とし、試行実施してきた結果、事業の管理運営に支障がないことが確認できたため、今回の提案に至ったという答弁であります。

以上のような審査の後、今回の改正は、地方自治法における指定管理者制度の趣旨との整合性を図る上で前向きな変化であり、賛成であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第81号 指定管理者の指定(飯塚市健幸プラザ)」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回提案の指定管理者は、現在の指定管理者と同一の法人であるが、事業に関する業務で挙げている、市民交流、健康意識向上、健康維持及び疾病予防に関する業務において、どのような成果があったのかということについては、市民交流に関する業務は、飯塚片島交流センターの事業等を当該施設で開催しており、各スポーツ団体との交流の場としての利用等もあった。健康意識向上に関する業務は、運動に関する教室等を開催した。健康維持及び疾病予防に関する業務は、教室や講座を開催しており、トレーニングルーム利用者への運動指導等も行ったという答弁であります。

次に、当該施設は中心市街地のにぎわいづくりという役割もあるが、どのような取組を行ったのかということについては、飯塚高校文化祭の会場としての貸出し、JRウォーキングや健幸ウォーキングのコース中継地としての利用等の取組を行っているという答弁であります。

次に、募集時点での指定管理料上限額が規定されているが、「募集時点」としたのは、どのような理由なのかということについては、募集時点から実際に事業を開始するまでの間に、物価高騰等、上限額の変更が必要な事態に対応できるようにするため、募集時点としたという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第82号 指定管理者の指定（飯塚市庄内生活体験学校）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、当該施設での各事業の利用状況はどのようになっているのかということについては、庄内小学校の4年生から6年生を対象とし、6泊7日で共同生活を行いながら、当該施設から学校に通学する通学合宿は、令和5年度は3回開催し、延べ37人の参加があった。市内小学校の4年生から6年生を対象とし、週末に1泊する生活体験合宿は、令和5年度は10回開催し、延べ139人の参加があった。市内小学校の2年生、3年生を対象とし、農業体験等を行う生活塾は、令和5年度は23回開催し、延べ330人の参加があった。就学前児童を対象とした野外生活体験活動は、令和5年度は延べ1595人の参加があったという答弁であります。

次に、当該施設を利用した児童やその保護者はどのように評価しているのかということについては、利用後に実施したアンケートでは、「家庭や学校では体験できない貴重な体験ができる施設である」、「子どもが家庭に戻った後に積極的に手伝いをするようになった」、「スタッフの対応が献身的でまた利用したい」といった意見があり、好評を得ていると判断しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

福祉文教委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は、ただいまの福祉文教委員長報告にありました、「議案第74号」、「議案第81号」、「議案第82号」に賛成の立場から、幾つかを指摘し、討論を行います。

「議案第74号」と「議案第82号」は、庄内生活体験学校の管理を指定管理者に限るとした条例規定を、教育委員会または指定管理者のいずれによっても管理することができるように改めた上で、さらに、特定非営利法人 体験教育研究会ドングリに来年度から5年間管理を任せるとしております。「議案第81号」は、飯塚市健幸プラザの管理を、飯塚市スポーツ協会を指定管理者として、来年度から3年間任せるとしております。

そもそも指定管理者制度は、地方自治法第244条の2第3項により、「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。」としています。公の施設とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設であります。

総務省は、公の施設の管理に民間事業者等の有するノウハウを活用することにより、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応していくことを目的としていると説明しています。まず、住民サービスの向上があるわけです。この点を忘れて管理に係る費用を削減することを第一目標にしたり、法人とのしがらみやなれ合いに流されることがあつてはなりません。この点からいえば、庄内生活体験学校は設立と運営の経緯から、体験教育研究会ドングリの存在感は大きく、また、飯塚市スポーツ協会は既に市の公共スポーツ施設13施設の指定管理者であり、それぞれ緊張感を持って臨む必要があります。

生涯学習課及び生活体験学校は2019年、令和元年12月6日付の監査委員告示により、「1 管理物品等について」、「2 管理施設の改修又は修繕について」では、「修繕費予算額30万円に対し、決算額は27万1913円で2万8087円の残余が発生していたが、返還し

ていなかった。指定管理者に確認したところ、協定書での取り決めに失念」とあります。

「3 提出文書について」では、「事業計画については、指定管理業務の執行に欠かせないことから、内容を精査し、指定管理料で行う業務と自主事業の線引きを明確にするとともに、指定管理者に対しては、事業区分のわかる計画書及び報告書の提出を求める」などの指摘があります。

健幸プラザは、2022年、令和4年3月18日付の監査委員告示により、局長指摘事項として、1では、「決算書の繰越金と通帳残高の確認を徹底してください」、2では、「予算書及び決算書の指定管理料の金額が誤っていました」、「事業計画書が指定管理に係るものではなく、スポーツ協会全体の事業に係る内容が記載されており、指定管理業務としてどのような事業を計画したのかが明確ではありません」、3では、「緊急事態宣言による時間短縮営業に伴う経費減のため、請負金額が836万円から778万8591円に変更されていますが、変更契約が締結されていませんでした」との指摘があります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第74号 飯塚市庄内生活体験学校条例の一部を改正する条例」、「議案第81号 指定管理者の指定（飯塚市健幸プラザ）」及び「議案第82号 指定管理者の指定（飯塚市庄内生活体験学校）」、以上3件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも原案可決されました。

「協働環境委員長の報告」を求めます。16番 土居幸則議員。

○16番（土居幸則）

協働環境委員会に付託を受けました議案7件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第75号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」及び「議案第76号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」、以上2件については、執行部から議案書に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第80号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、現在、指定管理を行っている飯塚市スポーツ協会は、利用者のニーズに対応した運動プログラムやサービスの提供のために、具体的にどのような事業を提案しているのかということについては、過去の事例を挙げると、子ども向けには卓球教室やジュニアソフトテニスなどがあり、また、高齢者向けには脳トレ教室や筋肉をつけるための運動教室、そのほかにもニュースポーツの推進等に取り組むなど、多様な運動プログラムを実施している。また、利用者のニーズを把握するために、意見箱の設置や、飯塚市スポーツ協会に属する各団体等からの意見聴取やアンケートの実施等を行うなど、様々な手法で利用者の声を集約し、事業に反映させ、利用者の増加に取り組むといった提案や、誰もが使いやすい施設となるようユニバーサルデザインを踏まえたサービスの提供ができるように取り組むといった提案があつているという答弁であります。

この答弁を受け、市と指定管理者が協働し、誰もが利用しやすい施設運営・管理に取り組んでほしいという要望が出されました。

次に、現在の指定管理料と令和7年度からの指定管理料に差異はあるのかということについては、指定管理施設が現在の8施設から、飯塚市穂波東グラウンドを加えた9施設になることから増額しているという答弁であります。

次に、今回の飯塚市指定管理者選定委員会はどのような委員構成となっているのか、また、どのような内容を審査したのかということについては、選定委員の構成は、学識経験を有する者3名、公募による者2名、施設に関して専門的知識を有する者2名及び市職員1名の計8名となっている。また、審査内容については、「指定管理施設の利用に関し不当な差別的取り扱いが行われる恐れがないこと」、「事業計画が指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること」、「指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること」、「指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること」の4点について、審査したという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第83号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（芦屋町）」、「議案第84号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（うきは市）」及び「議案第85号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（直方市）」、以上3件については、関連があるため一括議題とし、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、「議案第86号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」については、執行部から議案書に基づき、補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

協働環境委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は、ただいまの協働環境委員長報告のうち、「議案第76号」及び「議案第86号」に反対の立場から討論を行います。

この2議案は、いずれもマイナンバーカードによるマイナ保険証の使用を国民に強制し、12月2日以降、現行の被保険者証の発行を廃止する国の法改正に伴うものであります。

「飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」は、マイナンバー法等の改正に関連する政令の公布に伴い関係規定を整備するものとの説明です。

「福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」は、被保険者証及び資格証明書の文言を削除し、資格確認書等に変えるものであります。

しかしながら、現行保険証の発行は12月2日以降、廃止するとしていますが、それに代わるマイナ保険証の利用率は、今年3月で5.47%、4月で6.56%、5月で7.73%、6月で9.9%、7月で11.13%と低迷したままです。しかも、マイナ保険証の使用においては、誤登録や情報漏えいのほか、該当の被保険者番号がない、資格情報の無効がある、カードリーダーでエラーが出るなど重大なトラブルが相次いで発生しています。資格情報が無効とされて、窓口で10割負担はできないと受診を諦めた患者が自宅で死亡した事例も報道されました。現行の保険証であれば防げたことではないでしょうか。このまま現行の保険証を廃止すると言って、マイナ保険証の使用を押しつければ、医療現場にさらに深刻な混乱を招きかねません。現行の保険証の廃止は直ちに撤回すべきであります。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

協働環境委員長報告の「議案第80号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」です。議案書

のとおり9か所の体育施設を維持管理・運営していただく指定管理者の指定なんですけど、これは一般社団法人 飯塚市スポーツ協会——。（発言する者あり）

「議案第80号」に対して賛成の立場で討論いたしますが、条件付賛成と申しますか、お願いを含めて賛成討論といたします。

再度申し上げますが、この指定管理者の指定先は一般社団法人 飯塚市スポーツ協会さんです。来年4月1日から3年間。令和10年3月31日まで、単年度で3966万1千円で、この飯塚市スポーツ協会さんに指定管理料を払うという案件なんですけど、御存じのとおり非公募です。継続ですね。

9か所の体育施設を見ていただくに当たっては、スポーツをされる市民団体の方々に対しても必要な事業ですので、指定管理制度やこの事業に対しての不平・不満はないんですが、我々は、この後、採決をするんですよ。年間約4千万円です。この4千万円の内訳が分からないんです。協働環境委員会の中でも、必要性とか施設の管理状況、今からの指定管理先等の説明はありましたけど、約4千万円に対して、どのような積上げで4千万円となったのかというのが一切分かりません。ここに27名の議員がおりますが、私を含めて、内訳を御存じの方はいないかと思えます。

ですから、執行部に申し上げたいのは、賛成はするけども、今後、丁寧な説明、特に、財政が厳しいという、最近、財政シミュレーションも出ておりますので。やはり指定管理者の金額がこういった金額で適当なのか、適切なのか、高いのか、安いのか、それも分からないまま、「はい、賛成」と言うのは、市民に負託された我々議員としてはあまりにも無責任です。

そのためにも、提案される執行部はしっかりと、なぜ4千万円になるのかという積上げの説明が、今後、必要かと思っております。ですので、今後、そういった細かい金額に対する説明をお願いしたいということを含めて、賛成といたします。どうぞ、よろしくお願いしておきます。以上です。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第75号 飯塚市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第76号 飯塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「議案第80号 指定管理者の指定（飯塚市体育施設）」、「議案第83号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（芦屋町）」、「議案第84号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（うきは市）」及び「議案第85号 電子情報処理組織による戸籍事務の事務委託に関する規約の変更（直方市）」、以上4件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案4件は、いずれも原案可決されました。

「議案第86号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更」の委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「経済建設委員長の報告」を求めます。28番 道祖 満議員。

○28番（道祖 満）

経済建設委員会に付託を受けました議案6件及び認定議案4件について、審査した結果を報告いたします。

「議案第72号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」については、執行部から補正予算書に基づき補足説明を受け、審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第77号 土地の処分（筑穂地域工業団地造成用地の一部）」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、今回、DIST株式会社に売却する土地は筑穂地域工業団地の一部だが、どのような理由から当該部分となったのかということについては、直線距離で200メートル以上の長さの土地が必要とされていることに加え、地盤の悪さや市の設計との関係上、売却部分は敷地外周部分に面した北側と南側に絞られた。また、福岡県との開発行為に係る事前協議の中で、北側部分には調整池を設置することを想定しているため、今回、敷地の南側部分である当該地を売却するに至ったという答弁であります。

この答弁を受け、今後も用地の一部売却を行う際は、相対的なことも考えて売却してほしいという意見が出されました。

次に、今後開発していく筑穂地域工業団地と今回売却する土地の排水計画はどのようになるのかということについては、それぞれの開発行為の中で別々に調整池を造り、いずれも県営河川の馬敷川に流すことを想定しているが、管路については、今後協議を行っていくという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）」、「議案第79号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」及び「議案第87号 市道路線の廃止及び認定」、以上3件については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査した結果、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第88号 市道路線の認定」については、執行部から議案書に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、なぜ今回、当該農道を市道に置き換えるのかということについては、飯塚市道認定基準の制定以降、農道でも側溝を含めず4メートル以上幅員が確保できれば、市道認定ができるという考え方である。今回の認定箇所は、小中一貫校穂波東校ができ、周辺が開発され、一般車両の交通量が非常に多くなった。農地がなくなり、農道の機能は既になくなっていることから、今回、市道認定をしたという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 令和5年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」、「認定第12号 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」、「認定第13号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」及び「認定第14号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」、以上4件については、一括議題とし、執行部から決算書等に基づき、それぞれ補足説明を受け、審査いたしました。

まず、本会議において審査要望のありました、決算書89ページ、決算附属書の令和5年度飯塚市立病院事業報告書の「1 概況」の、「（2）経営指標に関する事項」の最後に、「今後、経営状況を鑑みた更新計画の検討が必要である」とあるが、「経営状況を鑑みた」というのはどのような意味かということについては、飯塚市立病院では、高額な医療機器については、病院事業債を借り入れ、購入を行っている。今後、CT、MRIの購入を予定しているが、現在も新棟

建築工事や改修工事等の際に借り入れた分の償還を行っているため、無理な返済計画とならないよう、負担を平準化し、計画的に更新していく必要があることから、今後、経営状況を鑑みた更新計画の検討が必要であると考えているという答弁であります。

次に、委員会における質疑応答の主なものとして、有収率が減少しているのはなぜかということについては、有収率の低下は無収水量に影響されており、無収水量の大部分は漏水等が原因であると考えられる。そのため、老朽管の布設替え等を着実に実施していくことで対応していきたいという答弁であります。

次に、工業用水道事業については、令和7年度に向けた対応方針などはあるのかということについては、現在、多くの企業が上水道を使用し、事業活動を行う中、既に工業用水道の役割は十分に果たしていると考えている。また、布設替えの更新時期も迎えているが、莫大な更新費用を支出することは、現実的に不可能であるとも考えている。以上のことから、上水道への切替え、その際の使用量の激変緩和措置などについて、企業局に相談しながら、廃止の方向で検討していきたいという答弁であります。

次に、仮に工業用水道に係る管路を更新する場合は、どのくらいの費用がかかるのかということについては、全管路の更新費用は10億円以上かかると試算しており、老朽化している管の更新費用だけでも5億円程度はかかると試算している。また、毎年数千万円規模の補助を一般会計から支出していることもあり、工業用水道の廃止の方向性を考える上で検討しているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案4件については、いずれも認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

経済建設委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち、「認定第11号」及び「認定第14号」に反対の立場から討論を行います。

まず、「令和5年度 水道事業会計決算」についてです。今回の決算には、水道料金の増収の要因として、2022年から実施の水道料金35%の大幅値上げに加えて、水道料金の口座振替割引の廃止があります。

物価高騰で市民生活が大変なときに、市民に何の相談もなく、次々に負担を押しつけるやり方は公営企業の運営にはなじみません。水道料金35%アップと口座割引がセットであるというのなら、上下水道事業経営審議会ですら審議すべきだったのに、企業局はこれを怠っているのです。

PFO5・PFOAに関する水質調査は、代表栓9か所について、1年に1回ではなく、当面、複数回以上とするよう求めます。

建設改良のための内部留保は目標15億7千万円に対して14億3千万円に達したとの説明がありました。内部留保が目標に向かって蓄積しても物価高騰により改修が計画どおり進まないことなどを理由に、住民そっちのけで水道料金の値上げをさらに進めることは許されません。正しい情報を提供し、市民の意見を丁寧に聞くべきであります。

物価高騰対策のための国の臨時交付金の活用対象には水道料金の負担軽減が入っていましたが、本市はなぜか採用せず、市民の暮らしを圧迫し続けました。

地方公営企業の独立採算制については、その例外として、災害復旧、その他の特別な理由によっては、一般会計などから補助することができることは、市議会に対しても丁寧に説明する必要があります。

長期にわたる浄水施設等の一括民間委託によって、水道事業は管理運営の技術的蓄積が失われつつあります。重要なライフラインの一つである水道事業には、公的経営が不可欠であり、一括民間委託はなじみません。まして、水道民営化の検討は絶対に認められません。

次は、市立病院事業会計決算です。この間に市立病院は、急患の受入れのほか、新型コロナ対策など、地域医療においてなくてはならない役割を果たしてまいりました。

2022年4月からは救急科が発足しております。この間、施設面では大規模な財政出動もありました。市立病院と言いながら、医療の現場には指定管理者制度の壁があり、設立者である本市が適切な情報が得られないという事態もあります。

市立病院管理運営協議会はこの間、公立病院経営強化ガイドライン、市立病院経営強化プラン・収支計画、ヘリポート施設の開設・運行、地域医療支援病院の承認、電子カルテシステム等の更新について重要な審査が行われています。この病院管理運営協議会には、医療現場の労働者、患者、地域住民、医療に関する知識を持った弁護士など、必要な分野の代表の参加がまだ排除されたままであります。市民参加の透明な運営こそが、市立病院の充実に必要です。

そもそも飯塚市立病院は、2003年、平成15年、筑豊労災病院を廃止する国の攻撃に対して、地域が団結して存続を実現したものであります。地域医療振興協会を30年契約で指定管理者としていますが、医療体制の充実に對する国の責任は重大です。今日、感染症対策をはじめ、地域医療を守り充実させる上で、市立病院が果たす役割は決定的であり、国に対して、厚生労働省の公立公的病院の再編統合計画による廃止、または病床削減は認められない。医療体制の充実への支援こそが必要だと強く要求していかなければなりません。

以上で、私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第72号 令和6年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算（第1号）」、「議案第77号 土地の処分（筑穂地域工業団地造成用地の一部）」、「議案第78号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（市道上の車両損傷事故）」、「議案第79号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」、「議案第87号 市道路線の廃止及び認定」及び「議案第88号 市道路線の認定」、以上6件の委員長報告は、いずれも原案可決であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案6件は、いずれも原案可決されました。

「認定第11号 令和5年度 飯塚市水道事業会計決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第12号 令和5年度 飯塚市工業用水道事業会計決算の認定」及び「認定第13号 令和5年度 飯塚市下水道事業会計決算の認定」、以上2件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案2件は、いずれも認定されました。

「認定第14号 令和5年度 飯塚市立病院事業会計決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

暫時休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。令和5年度決算特別委員会に付託していました、「認定第1号」から「認定第10号」までの10件を一括議題といたします。

「令和5年度決算特別委員長の報告」を求めます。21番 城丸秀高議員。

○21番（城丸秀高）

本特別委員会に付託を受けました認定議案10件について、審査した結果を報告いたします。それぞれの認定議案については、執行部から決算書等に基づき補足説明を受け、審査いたしました。

「認定第1号 令和5年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、総務管理費、一般管理費、業務改善・DX人材育成事業について、実施した研修の内容等はどのようなものかということについては、DX推進を牽引するリーダーとなる人材育成を目的として、UI・UXの考え方やサービスデザイン思考等について学ぶ研修や、地域経済分析システム・RESASを活用したEBPMの基本的な考え方等を学ぶ研修のほか、マインドセットに関連する研修などを実施しているという答弁であります。

この答弁を受け、行政に求められる業務が多岐にわたり、高度化する中で、未来の技術を勉強しつつ、日常業務において役立つ基礎的な研修についても充実させてほしいという意見が出されました。

次に、総務管理費、企画費、ふるさと応援寄附事業について、ふるさと納税の募集に係る全ての経費は、国が定める基準である寄附受入額の50%以下に抑えられているのかということについては、令和4年度の実績では、全体の経費が寄附受入額の65%であったため、寄附単価を原則1.5倍とする改定を行った。これにより、現在は基準以下の割合に抑えられているという答弁であります。

次に、寄附単価を1.5倍にしたということだが、これは全ての返礼品が対象となっているのか、また、それによってどのような影響が生じているのかということについては、880品目ある返礼品のうち、8割弱の690品目の寄附額の改定を行っている。その結果、寄附金額、寄附件数が大幅に減少しているという答弁であります。

次に、総務管理費、諸費、行政協力員等謝礼金について、市の事務の一部を委託している行政協力員は何人いるのかということについては、令和5年度は270人で、市報等の配付、市の事業等の連絡調整、災害等の対応、高齢者の見守り等を行っているという答弁であります。

次に、謝礼金はどのように算定しているのかということについては、平等割として月額1万500円と、併せて、毎月配付している市報等の配付世帯数に応じ、1世帯当たり月額98円を支給しているという答弁であります。

この答弁を受け、行政協力員の謝礼金は、平成18年の合併時から一度も見直しが行われていない。行政から自治会への依頼業務も増加傾向にあるため、謝礼金の金額は適切なのか検討してほしいという意見が出されました。

次に、社会福祉費、社会福祉総務費、重層的支援体制整備事業について、令和5年度はどのような取組を行ったのかということについては、庁内調整会議を11回、本事業の委託先である社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会との協議を22回実施した。また、本事業に該当する複雑化・複合化した案件が2件あったため、当該案件に対する模擬の支援会議を7回実施した。その

ほか、先行自治体である糸島市へ令和5年7月11日に訪問し、同市における体制づくり等の視察を実施し、同じく先行自治体である久留米市と令和6年2月27日にウェブ会議を実施したという答弁であります。

次に、社会福祉費、高齢者福祉費、敬老祝品料について、令和5年度から現金支給をカタログギフトへ変更した理由は何かということについては、事務事業評価の最終評価において、市内の事業者が生産している商品を選ぶカタログギフトにするなどの手法により、敬老の意味だけではなく、経済的な効果を求めるべきであるとの評価や、現金支給における申請書の記入ミスによる高齢者とのやり取り、支払処理に係る職員の事務処理の効率化についても検討すべきであるとの評価を受けたため、担当課として事業の見直しを行った結果、現在のカタログギフトを祝品としたという答弁であります。

次に、現金支給に戻してほしいという声は、どのように事業に反映させていくのかということについては、敬老のお祝いについては、老人福祉法の基本理念に沿って、長寿を祝い、多年にわたり社会の進展に寄与された功績に対する感謝の形として、本市においては、節目の年齢のときにお祝いの事業として実施している。本事業のみならず、すべての事業において、単一の効果だけではなく、副次的な効果も含め、事業の適正化や見直しを進めており、今後、検討していきたいと考えているという答弁であります。

次に、児童福祉費、児童福祉総務費、ヤングケアラー支援事業について、対象者の把握が大変重要であると考えているが、本事業の周知や対象者の把握はどのように行っているのかということについては、周知については、市内の全小中学校及び嘉飯桂地区の高校への訪問や、ポスター、リーフレット、カードの配布を行っている。また、各地区の自治会長会や主任児童委員会会議などに出向き、周知を行っている。対象者の把握については、前述の訪問の際に気になる子はいないかなどの聞き取りを行ったり、後日、連絡等を入れるなど、連携を図りながら対象者の把握や相談の実施体制の構築に努めているという答弁であります。

次に、本事業の成果はどのようになっているのかということについては、ヤングケアラーとして認定した4世帯4名のうち、2件については自立が認められ、支援を終結した。残りの2件については、現在も継続的な支援を行っている状況である。本事業における周知活動により、ヤングケアラーについての関心を高め、周りの大人をはじめ、子ども自身が気づくためのきっかけづくりができていると認識している。また、他市に先駆け、ヤングケアラー相談員を配置して活動しており、一定の効果が出ていると認識しているが、今後も継続して周知啓発活動を行い、対象者の把握に努め、ヤングケアラーの相談支援及びヘルパー事業による生活環境改善に向けた支援の拡充を図っていきたいという答弁であります。

次に、保健衛生費、健康づくり推進費、妊娠婦運動相談事業負担金について、本事業はどのような目的で実施しているのかということについては、妊娠期及び産後2年程度の女性を対象に運動習慣の定着を目指すオンライン講座、保健師の相談や子育て情報の共有を行うミニ講座及び健康運動を組み合わせたオンサイト講座の実施により、ママ自体が心と体も健康となることで、子育てを楽しく、子育てママのウェルビーイング向上を目的としているという答弁であります。

次に、参加者を増やすためにどのような周知を行っているのかということについては、ホームページやチラシの配布、ポスターの掲示を行うとともに、母子手帳の交付時や赤ちゃんすくすく元気訪問、各種母子保健事業の参加者にお知らせを行い周知啓発を行っている。また、ゆめタウンに開設したゆめホールや、子育て支援センター等での体験講座や、関連イベントなどの企画を通じて、多くの方に周知を図る工夫を重ねながら、参加者を増やしていきたいという答弁であります。

次に、農業費、農業振興費、鳥獣被害対策実施隊員報酬について、鳥獣被害対策実施隊員は何名いるのかということについては、飯塚、穂波、筑穂、庄内、颯田、それぞれの地区に3名ずつで、合計15名いるという答弁であります。

次に、実施隊員の報酬額を見直した理由は何かということについては、近年、有害鳥獣による農作物被害に対する市への通報件数が増加していることに伴い、実施隊員の活動日数も年々増加し、隊員の負担が大きくなっている状況を考慮し、報酬の日額を増額したという答弁であります。

次に、商工費、商工業振興費、海外販路開拓事業について、ベトナム市場への進出支援の概要と成果はどのようになっているのかということについては、本事業は海外展開の必要性や輸出に関する知識等を知ってもらうセミナーを開催し、ベトナム進出を希望する事業者の商品試食会と審査会を行った後、ベトナム、ハノイの現地日本食スーパー内において物産展を開催し、試飲や試食をした方からのアンケート調査の結果を事業者にフィードバックを行うとともに、今後の事業の参考とするため現地の市場調査を実施した。成果については、セミナー参加者のうち14の事業者がベトナム現地の物産展へ参加し、延べ370名のベトナム現地の方へ商品PRができたことや、物産展に参加した現地の事業者から商談取引を含めた話が数件あったことなどが、成果であると捉えているという答弁であります。

次に、市内の事業者への海外販路開拓に関する支援をどのように行っていくのかということについては、海外との取引を行うには、海外向けに自社製品を売り込むために、その国の言語での書類作成や、取引先の国ごとに違う規制、許可、知的財産等に関する知識や、現地市場の状況などの知識が必要であるため、専門家による海外ビジネスを始めるためのセミナーを引き続き実施するとともに、専門的知識を有する公的支援機関の支援につなげ、国、県が実施する相談会等の事業への参加を促していきたいという答弁であります。

次に、社会教育費、社会教育総務費、嘉飯桂地域未来の地域リーダー育成プログラム実行委員会負担金について、令和5年度の実施状況及び事業の成果はどのようになっているのかということについては、2回の宿泊研修を含む計5日間の日程で本事業を実施した。対象者は嘉飯桂地域2市1町に在住する中学2年生としており、飯塚市15名、嘉麻市7名、桂川町2名の合計24名が参加した。全参加者に対して初日と最終日に「共感される力」、「自己肯定感・自己効力感」、「コミュニケーション」、「目標達成」、「考える力」の5つの大項目から成るアンケートを実施し、各項目でポイント換算による比較をしたところ、全ての大項目で上昇していた。特に「コミュニケーション」と「考える力」では大きく上昇しており、大きな成果であると考えているという答弁であります。

次に、社会教育費、文化財保護費、嘉穂劇場保存整備事業について、令和5年度の支出、約3100万円の内容はどのようになっているのかということについては、主なものとして、耐震診断委託料が約2700万円、計画策定支援委託料が約260万円、附属機関委員報酬及び費用弁償が約80万円となっているという答弁であります。

次に、嘉穂劇場保存整備事業に対する、ふるさと納税寄附額は幾らになっているのかということについては、約5億2865万円の寄附をいただいた。その中から返礼品代や手数料を差し引いた残りの金額の約1億8264万円が嘉穂劇場の整備に財源充当が可能であり、現在の残額は約1億円となっているという答弁であります。

次に、手数料、衛生手数料、ごみ処理手数料について、ごみ袋の販売数が令和3年度から4年度にかけては増加し、令和5年度では減少傾向となっているが、どのように分析しているのかということについては、令和4年4月1日の料金改定でごみ袋の値下げを行ったため、ごみ袋を多く購入したもので、購入に伴い保管しているごみ袋が増えたことで、令和5年度ではごみ袋の購入数が減少したものと考えているという答弁であります。

次に、ごみ袋の販売数は増減しているが、ごみの収集量に変化はあるのかということについては、家庭系可燃ごみの収集量を比較すると、令和3年度から5年度にかけてはほぼ横ばいであるという答弁であります。

このほか、審査の過程において、委託業務における個人情報の適正管理について、ふるさと納税の広報活動について、エリアワゴン運行計画の改善について、人権啓発センターの旅費支出費

目について、困難な問題を抱える女性への支援について、マイナンバーカードの休日交付について、穂波福祉総合センターの空調の抜本的対応について、子どもの居場所の確保について、補助金交付団体の公正な運営のチェックについて、デジタルデバイド解消事業の継続の有無について、子どもの安全対策の強化について、各種事業の周知・広報について、公園の適正な維持管理について、35人学級への対応について、成人教育事業の拡充について、学校給食における地産地消の推進についてなど、多岐にわたって指摘なり要望がなされました。

以上のような審査の後、委員の中から、不透明な市政運営や不要不急の大型事業への無駄遣いがあったこと。また、過去最高水準の基金及び国からの支援金があったにもかかわらず、新型コロナウイルス感染症流行と物価高騰の下で苦しむ市民生活と地元業者の経営を目の前にして、しっかりした財政運営を行わなかったことから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、国保給付費等準備基金を活用せず、国民健康保険税の負担軽減を図らなかったこと。高額な国民健康保険税を市民に押しつけ、滞納を理由に資格証明書や短期保険証を発行し、正規保険証を交付しなかったことから、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、介護予防普及啓発事業について、各種事業の実施により、どのような効果を得られているのかということについては、フレイル予防教室では、フレイルの進行状態の測定、運動や口腔、栄養などの講義、実技を実施することにより、フレイルの進行が改善されるといった効果が期待できる。また、一般介護予防教室では、要介護状態や要支援状態になることの予防、要介護状態等の軽減や悪化の防止といった効果が期待でき、長い目で見た場合、平均寿命や健康寿命の延伸が考えられるという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、高過ぎる介護保険料に高齢者は苦しみ続けており、介護適正化の掛け声の下に、介護認定が軽いほうに認定され、自己負担の重さと重なって、必要な人が必要なサービスを受けられなくなることは認められず、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、高齢者に高過ぎる保険料を押しつけて、滞納になると、高齢者から正規保険証を取り上げて、短期保険証を押しつけるというやり方が改められず、75歳以上の高齢者を差別的に囲い込む医療制度を認めることができないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、事業の運営を一括して民間委託する手法は公営ギャンブルにはなじまず、36億円もの巨額のメインスタンド新築建替工事は無謀であり、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 令和5年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」及び「認定第7号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上2件については、いずれも審査した結果、それぞれ認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての質疑応答の主なものとして、令和4年度に比べて飯塚立体駐車場の利用台数が増加しているようだが、どのような要因が考えられるのかということについては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類となり、飯塚山笠や花火大会、街道まつりなどのイベントが再開さ

れるなど、日常生活が正常化したこと。隣接するコスモスコモンが大規模改修工事を終え、令和5年5月から通常営業を再開したこと。令和5年7月に開業したゆめタウン飯塚における建設関連企業や関係者等の利用者が多かったことが、駐車場利用台数の増加につながったと考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、本案については、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 令和5年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査の後、委員の中から、鯉田工業団地の造成工事は不透明な経過があり、将来生じかねない地盤の不具合による損害賠償を求めない土地売買契約より、市民に大きな不利益がかかりかねないため、本案に反対であるという意見が出され、採決を行った結果、本案については、賛成多数で、認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 令和5年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については、審査した結果、認定すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

令和5年度決算特別委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

私は、ただいまの決算特別委員長報告のうち、「認定第1号」から「認定第5号」及び「認定第9号」に反対の立場から討論を行います。

まず、「令和5年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についてであります。新型コロナウイルス感染症流行、物価高騰の荒波に対して、市民生活と地元業者の経営をどう支えたかという視点が必要であります。

実質収支に関する調書を、新型コロナウイルス感染症流行が年度末から始まった2019年度からの5か年の推移を見ました。歳入総額907億6609万円は、5年前との比較では、205億4219万円の増であります。歳出総額は、689億5265万円、889億8582万円、817億7401万円、886億4394万円、884億5881万円です。5年前との比較では195億616万円増となっています。実質収支額は9億8882万円の黒字、10億8937万円の黒字、33億7697万円の黒字、14億613万円の黒字、そして、20億5674万円の黒字となっています。この黒字の5割が財政調整基金に積み立てられるわけです。

それでは、基金の年度末残高の推移はどうでしょうか。財政調整機能のある財政調整基金、減債基金、2022年度新設の公共施設等整備基金を合わせた額は、154億2683万円、152億8195万円、164億5645万円、182億5635万円、2023年度末では163億1064万円です。5年前との比較では8億8381万円の積増しとなっています。

市債はどうでしょうか。年度末現在高の推移は724億902万円、707億6930万円、696億5713万円、702億2016万円、670億6843万円です。5年前から53億4059万円の減少となっています。

この概要から見えてくるものは、新型コロナウイルス感染症流行と物価高騰の下で苦しむ市民生活と地元業者の経営を目の前にして、過去最高水準の基金があり、国からの支援金もあったのに、しっかりした財政出動を行わず、公共施設等整備基金を含めて、逆に基金を積み上げ、不要不急の箱物造りには安易な財政出動を繰り返し、借金を積み重ねた片峯前市政、それを継承するという武井市政の財政運営の姿であります。

その背景には、特定の勢力とのなれ合い、特別扱いの拡大など、賭けマージャン事件による市長選挙が行われた2017年以降、特に深刻化した不透明な市政運営があります。その姿は後ほど指摘したいと思います。

今年7月末から8月初めにかけて市議会の4つの常任委員会に示した、飯塚市の普通会計の財政見通しは、対象年度を2024年度、2025年度、2026年度としたものです。

第1目標は、財政調整基金及び減債基金の年度末残高の合計額を2026年度時点で標準財政規模の約20%の60億円以上とすることになっています。これに対して、見通し推計では2倍近い117億4千万円となっています。

第2の目標は、地方債借入額を対象年度内の累計で170億円以内とすることです。これに対して、見通し推計では158億7千万円となっています。また、この見通しによれば、公債費、つまり、借金返しは64億1千万円、62億3千万円、61億8千万円と減少していくわけです。

公正で透明な市政へ流れを切り替え、不要不急の大型事業の無駄をやめれば、物価高騰から市民生活と地元業者の経営を守り、住民の福祉を増進できる財源はできるわけであります。

これからの3年間は「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち 住みつづけたいまち」を目指した第2次総合計画を住民の立場から公正に見直して、第3次総合計画を策定する時期です。住民協働の発展と市職員の正しい役割発揮が求められています。

「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」、この日本国憲法第15条の規定は、市長、副市長、教育長、企業管理者をはじめ飯塚市職員において、厳格に堅持されなければなりません。

今回の決算を審査する私の視点は3つあります。第1は、市民の暮らしの応援の視点。第2は、無駄遣いをチェックする視点。第3は、透明・公正な市政運営の視点であります。

まず、第1に、市民の暮らしの応援の視点です。

新型コロナ対策や物価高騰対策の国の臨時交付金約28億5千万円は、メニューに従ってどう活用するかに追われ、高齢者と子どもをはじめ、市民の命と健康、暮らしを守る、きめ細やかで柔軟な対策のための市独自の財政出動は、いざというときのための基金のため込み金が過去最高水準にありながら弱かったのが実態です。

生活応援クーポン券は非課税世帯に3万円、課税世帯に2万円で、合わせて6万2798世帯に14億7175万円分が届けられ、14億5900万円分が使用されました。1275万円分は使用期限を迎えて無駄になったのであります。現金支給を求める市民の声に沿った施策が必要です。耳を傾けるべきであります。

臨時交付金を活用できたはずの学校給食費や、水道料の負担軽減、JAふくおか嘉穂やトラック協会の要望書に応える支援は実施されませんでした。

高齢者のための敬老祝金事業は、ふるさと応援寄附金事業の民間会社に委託して、カタログギフトによる申込方式にするのに合わせて、1千万1千円の縮減を行いました。高齢者からは、元の金額で現金を支給してほしいと、切実な声が上がっています。

飯塚市政に対して日本共産党が提案してきた暮らしアッププラン。ごみ袋代、児童クラブ利用料、学校給食費、保育料、子ども医療費について、負担軽減あるいは無償化に対して、片峯前市長は2023年度予算編成の最終段階にあった12月議会において、「増収できたものについて、市民サービスの向上に何かしら投与していきたい」と答弁しました。しかし、この答弁の内容は、今回、決算には表れてこないものであります。市民の暮らしが物価高騰で脅かされている今こそ真剣に検討し、速やかに実現するよう求めるものであります。

気候危機、異常気象の下で、本市は乱開発が続き、自然環境と生活環境を保全し、災害から住民を密接に守るための体制と予算は極めて脆弱であります。

第2は、無駄遣いをチェックする視点です。

グラウンドゴルフ場造成工事については、市有地を不法占拠した嘉飯山砂利建設が残したコンクリート構造物の撤去に、市が負担した700万円相当を相手方に請求できない事態に陥ったままです。

筑前茜染製品作製委託料は、宿泊税配分金1602万円を財源に、ふるさと応援寄附金の返礼

品に充てようと、「日の丸」、縦91センチメートル、横116センチメートルの大型の旗を単価136万4千円で7枚、縦39.3センチメートル、横50.8センチメートル、小型で額装付の旗を単価5万5800円で90枚作成したものです。宿泊税配分金がこの取組に該当しないことが分かり、この日の丸は使途・目的を失ってしまいました。税金の使い方としては極めて不適切であります。

サンビレッジ茜整備事業は、リフトの整備・修繕に2607万円があります。福岡県への事業移譲を協議する必要があります。

嘉穂劇場保存整備事業は無駄な財政出動が求められる整備計画、移転計画は認められません。

新たなごみ処理施設造りに係る費用は、施設本体、用地造成など関連費用を含めると、現在分かっているだけでも835億8100万円です。ごみ減量対策、地球温暖化対策の2つの十分な視点がないまま、住民に情報を隠して進められています。過大な負担金によるごみ袋代の値上げの押しつけは認められません。

第3は清潔・透明・公正な市政運営の視点です。

STEAM教育実証研究事業については、麻生情報システム社長と常務の訪問を受けた片峯市長に、途中から呼ばれて指示を受けたという藤江副市長が、すぐ後に武井政一当時教育長と協議したことから急展開しています。藤江副市長が武井当時教育長に何と言ったのでしょうか。「片峯前市長のSTEAM教育に対するお考えをご説明し、教育委員会で内容について研究していただくよう話をさせていただきました」、これが私の一般質問に対する藤江副市長の答弁であります。市長が教育長に研究していただくよう求めたわけです。教育の中立性の視点がゆがんでいるのではないのでしょうか。STEAM教育実証研究事業を行うのはダイワボウ情報システムですが、麻生情報システムがパートナーのごとく協議に参加し続けたのはどういう事情なのでしょう。

鎮西中学校跡地の売却は、新体育館移動式観覧席入札官製談合疑惑の最中に価格の引下げが行われ、百条調査特別委員会の証人尋問を拒否した市議会議員が買収した経過には、なお不透明感が漂っています。鎮西小中一貫校建設工事において、5つの工区で100%落札、新体育館建設をめぐる3つの共同企業体が入札、辞退を繰り返し、予定価格が引き上がった経過を振り返れば、新体育館移動式観覧席入札をめぐる官製談合疑惑の百条調査特別委員長報告が示した、9つの指摘の重要性が明らかになるのであります。市役所の真剣な自己検討が必要です。

筑前茜染協議会をめぐる公金外横領事件の調査は、会長である元教育長を対象から外すなど不徹底であります。市役所職員が公金外の準公金を管理する132事業のうち、何と100事業で市役所が示した基準に沿った適正な管理が行われていなかったことも分かりました。飯塚市では、2018年、平成30年12月7日付、「公金及び各種団体等公金外現金の厳正な取扱いについて」とする通知が出されております。

2年後の2020年、監査委員は令和2年12月25日付告示で、学校給食課について局長指摘事項として、先日の通知を示して、その安全管理の徹底を求められており、「今後は、同要領を遵守し管理を徹底すること」としています。この当時の教育長は、武井政一、現在の市長であります。

2か月後の2021年、監査委員は、令和3年2月26日付告示で、学校教育課について、局長指摘事項として、「これまで数回にわたり管理状況について確認すべき機会があったにもかかわらず、見過ごされていたことから、リスク管理に対する意識が希薄であったと思料する。今後は、同要領を遵守し管理を徹底すること」と厳しく指摘しています。この当時の教育長も、武井政一、現在の市長であります。

その1年後、2022年、監査委員は、令和4年3月4日付告示で、健幸都市推進課について、局長指摘事項として、「通帳と印鑑を同一の手提げ金庫に保管し管理していた。手提げ金庫は、業務終了後は穂波支所1階の市金庫室内の金庫に保管されているものの、勤務時間中は執務室の職員の机の上に設置されていた」と、学校教育課と同じく厳しい指摘があります。

これは、同じ令和4年3月4日付告示ですが、まちづくり推進課について、やはり、局長指摘事項があります。

「まちづくり推進課及び各交流センターで管理している準公金（104件）について確認を行ったところ、次のとおり不適切な事務処理があった。

（1）郵便局で電報を送った際の領収書を紛失しているため、その支出が適正か判断ができない。

（2）行事の際の参加費について、領収書の渡し忘れがあり、入金額が領収書（控）の合計額を上回っていた。

（3）現金取扱者のみが入出金を行い、出納責任者が決裁を行っていないものがあった。」

こういう内容であります。

今回、筑前茜染協議会をめぐる横領事件は、監査委員告示の5か月後の令和4年8月から令和6年2月までの間に発生しています。3月に、この職員は懲戒免職、部長は戒告、課長級は減給となり、武井市長と藤江副市長の減給は6月議会で議決となりました。2018年の通知があり、監査委員の指摘がこのように続く中で、なぜ、このような事態が続くのでしょうか。市長や副市長、部長らが公金及び準公金に関する規律の乱れを何とも思わない。そういう水準に陥っていることが根底にあるのではないか。厳しい自己点検が求められます。

さらに、2024年、監査委員は、令和6年6月10日付告示で、経済政策推進室産学振興担当について、局長指摘事項があります。

「次のような事務処理が見受けられ、適切に事務処理及び管理が行われているか疑義が生じる。準公金についても、公金であるということを常に念頭に置き、安全管理の重要性を認識するとともに、管理監督者は適正な事務処理について管理を徹底すること。

○職員が立替払いを行っているものが見受けられた。

○参加者から徴収した会費について、通帳への入金処理を行わず、手提げ金庫で保管し次の支払いへ充当していた。

○支払い後の残金を通帳へ戻入する際に、戻入（清算）伝票の起票を行っていなかった。」

今年の6月10日付であります。

人権啓発委託事業を独占的に随意契約で受注してきたNPO人権ネットいづかは、もともと部落解放同盟飯塚市協議会の方針で設立されたことが、2016年の設立趣旨書によって明らかです。本市発足の2006年度以降の委託料は累計7億2700万円にもなります。市役所は、今後もずっと随意契約を続けるつもりでしょうか。職員の人件費はどう決めているのか。なぜ、市役所OBが理事や監事に入り込むのか。消費税の納付を含めて不透明な部分があります。

この委託事業は、市民の内心の自由まで侵しかねず、速やかに終結するべきであります。真に必要な事業は、市役所が自ら責任を持って行うべきです。

部落解放同盟については、本市発足の2006年度からだけでも補助金が累計4億9753万7348円、約5億円が投入され、その大半は専従書記長らの人件費に充てられています。団体内部の会議に出席すると手当が出ます。団体以外の会議に出ても手当が出ます。2023年度の研修会費は予算264万円を61万8790円もオーバーし流用に頼っています。誰が、どこに、何のために、市民の税金を使ったかも分からないのであります。

とりわけ重大なことは、市議補選に立候補して落選した書記長の給料です。辞任によって、11月から給料の支払いがなくなったのは当然です。この団体の規約では、書記長は定期大会で選出することになっています。2月から書記長の給料が支出されています。その事情は、1月29日に部落解放同盟市協委員長から本市人権・同和政策課長に電話があり、1月26日に市協委員会を行い、辞任した書記長を復帰させたとのことであります。飯塚市役所はこういうやり方を認めて、市民の税金を渡し続けたのであります。

しかも、この部落解放同盟は、11月の市長選挙と市議補選を前後する時期に、支部活動強化

のためなどとして、支部長への活動費増額のために補助金を増額するよう、市役所担当課に要求したわけです。規約改正が必要だと人権・同和政策課長がアドバイスすると、委員長が臨時大会を開くなどと言ったようですが、その実行もないまま補助金増額へ予算計上したのであります。

市民の税金をめぐる部落解放同盟と市役所の幹部の長年のなれ合いの下で、昨年8月4日、書記長の案内した立食パーティーへの参加を、市民協働部長と相談した人権・同和政策課長が取り仕切り、市役所の部長をはじめ幹部28人が駆けつけるという事態まで生じました。

市民の税金で、委員長、書記長、財務委員長の給料や活動費、執行委員、ほかの手当まで賄う団体が、飯塚市政に関してどういう役割を果たしているのでしょうか。

公共施設に関する第3次実施計画改訂版は、令和3年3月、立岩、穂波、筑穂の3つの人権センターは大規模改修で維持するとの結論を出しました。ところが、部落解放同盟の書記長ほかの幹部と市民協働部長、人権・同和政策課長らは伊岐須会館で協議を進め、3つの人権啓発センターを廃止して、部落解放同盟やNPO人権ネットいづかへの無償貸与、さらに無償譲渡、その一方で、新しい人権教育啓発相談センターを建設する合意を交わしたのであります。2022年12月12日の市役所内の関係部課長会議では6億円とされたものが、今年1月の決算においては12億円超えとなっています。

次は、国民健康保険特別会計です。

物価高騰の下で、市民生活と地元業者に重くのしかかった国民健康保険税です。2018年度末に7億6474万6千円だった国保給付費等準備基金は、2022年度末は9億3606万9千円となっていました。この準備基金を十分に活用すれば、国民健康保険税の負担軽減を図ることはできたはずですが。

福岡県の標準保険料率の押しつけは認められません。市民に押しつけ、新型コロナ危機の時代だというのに、あえて医療を受ける機会の抑制につながる資格証明書や短期保険証を、滞納を理由に発行し、1年間通用する正規保険証を交付しなかったことは重大であります。

国は現行保険証の廃止をやめるべきであります。

次は、介護保険特別会計です。

第8期計画最終年度の2023年度の実質収支額は4億2947万9千円の黒字となりました。介護保険料は県内の自治体で最も高く、新型コロナ感染症、物価高騰に悩む高齢者の生活を脅かしました。その一方で、介護給付費等準備基金は、第8期初年度4億1763万6千円から10億234万5千円へ膨れ上がりました。高過ぎる介護保険料で高齢者を苦しめ続けていることは重大です。

市公式ウェブサイトに掲載の減免制度対象に係る生活保護の基準額は、適切に記述し直すべきです。

介護適正化の掛け声の下で、介護認定が軽いほうに認定され、自己負担の重さと重なって必要な人が必要なサービスを受けられなくすることは認められません。

次は、後期高齢者医療特別会計です。

高齢者に高過ぎる保険料を押しつけて、滞納になると高齢者から正規保険証を取り上げる。代わりに短期保険証を押しつけるというやり方が改められていません。

窓口負担は原則1割ですが、一定所得があれば2割、現役並み所得の場合は3割となりましたが、政府は今年13日、敬老の日を前に3割負担の対象拡大の検討を閣議決定してしまいました。一体どういうことでしょうか。そもそもこの医療制度は、75歳以上の高齢者を差別的にくくり込む制度であり、私は制度そのものを認めることができません。

次は、飯塚オートレース、小型自動車競走事業特別会計です。

飯塚オート事業の運営を一括委託する手法は公営ギャンブルにはなじみません。包括的民間業務費には、勝車投票券返還金から1億3663万2千円の流用があります。

36億円もの巨額のメインスタンド新築建て替えは無謀であります。

「飯塚市小型自動車競走実施事務委託料の積算において、減価償却費相当額を含んでいるが、その内容を確認したところ、積算根拠についての詳細な資料がなく、金額の妥当性について判断ができない状況であった。今後、積算根拠について明確な資料を揃え、適切な事務処理を行うこと」との、2020年、令和4年1月11日付、監査委員告示の改善が行われたか問われます。

最後に、工業用地造成事業特別会計です。

三菱マテリアル炭鉱跡地の鯉田工業団地造成は不透明な経過をたどり、市民に多大な負担を押しつけて強引に進められました。将来生じかねない地盤の不具合による損害賠償を、鉱業法の定める最終鉱業権者である三菱マテリアルには求めないとした土地売買契約を本市は結んでおり、市民に大きな不利益がかかりかねません。

鯉田工業団地管理費には、栗尾工業団地造成事業費からの378万6千円の流用があります。

以上で私の討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「認定第1号 令和5年度 飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第2号 令和5年度 飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第3号 令和5年度 飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第4号 令和5年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第5号 令和5年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第6号 令和5年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」、「認定第7号 令和5年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」及び「認定第8号 令和5年度 飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」、以上3件の委員長報告は、いずれも認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも認定されました。

「認定第9号 令和5年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（ 起 立 ）

賛成多数。よって、本案は、認定されました。

「認定第10号 令和5年度 飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」の委員長報告は、認定であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、認定されました。

暫時休憩いたします。

午後 0時10分 休憩

午後 0時20分 再開

○議長（江口 徹）

本会議を再開いたします。議会運営委員会に付託していました「請願第8号」を議題といたします。

「議会運営委員長の報告」を求めます。23番 小幡俊之議員。

○23番（小幡俊之）

議会運営委員会に付託を受けました「請願第8号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願」について、審査した結果を報告いたします。

本件については、慎重に審査するため、継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、審査結果の報告を終わります。

○議長（江口 徹）

議会運営委員長の報告に対して、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第8号 市民と議員の定期的な意見交換会を求める請願」の委員長報告は、継続審査であります。委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本件は、継続審査とすることに決定いたしました。

「議案第89号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長（武井政一）

ただいま上程されました「議案第89号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、ご説明いたします。

公平委員会委員1名が、令和6年6月30日付をもって辞職されたことに伴い、その後任に、渡邊敦史氏を、新たに同委員として選任したいと存じますので、議会の同意を求めるものであります。よろしく願いいたします。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第89号 公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第90号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」から「議案第92号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」までの3件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。武井市長。

○市長(武井政一)

ただいま上程されました、「議案第90号」から「議案第92号」の「人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」についてご説明いたします。

令和6年12月31日付をもって任期満了となります人権擁護委員につきまして、「議案第90号」は、高岡備子氏を、引き続き同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであり、「議案第91号」及び「議案第92号」は、小柳智子氏、山崎嘉峰氏を、新たに同委員の候補者として推薦したいと存じますので、議会の意見を求めるものであります。よろしく願います。

○議長(江口 徹)

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案3件は、会議規則第36条第3項の規定により、いずれも委員会付託を省略したいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議なしと認めます。よって、本案3件は、いずれも委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第90号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第91号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議案第92号 人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めること」について、同意することに、賛成の議員は、ご起立願います。

(起立)

全会一致。よって、本案は、同意することに決定いたしました。

「議員提出議案第9号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。23番 小幡俊之議員。

○23番(小幡俊之)

「議員提出議案第9号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書(案)」は、経済産業大臣、国土交通大臣宛てに、提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第9号 自動運転移動サービス等の社会実装に向けた環境整備を求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案可決されました。

「議員提出議案第10号」を議題といたします。提案理由の説明を求めます。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

「議員提出議案第10号」について、提案理由の説明をいたします。

本案は、意見書案であり、配付しておりますので、案文の朗読は省略し、送付先を申し述べさせていただきます。

「PFASの指標値の速やかな見直しを求める意見書（案）」は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、防衛大臣、内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）宛てに、提出したいと考えております。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（江口 徹）

提案理由の説明が終わりました。お諮りいたします。本案は、会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本案は、委員会付託を省略することに決定いたしました。質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。6番 奥山亮一議員。

○6番（奥山亮一）

「議員提出議案第10号 PFASの指標値の速やかな見直しを求める意見書の提出」に反対の立場で討論いたします。5つについて申し上げます。

1つ目として、科学的根拠と国際比較に基づく対応。

本意見書は、PFASやPFOAの指標値の厳格化を求めています。現時点での科学的知見では、PFAS及びPFOAがどの程度の量で人体に悪影響を及ぼすかについては十分に確定されていないことが、政府の資料から明らかでございます。また、日本の暫定目標値1リットル当たり50ナノグラムは、2020年時点の科学的知見に基づき、十分な安全性を考慮して設定されております。国際的な基準と比較しても、日本の指標値は合理的な範囲であり、最新の知見に基づいて専門家による検討が続けられております。したがって、現時点で指標値を厳しく見直すのは、必ずしも科学的合理性に基づくものとは言えないと思えます。

2つ目に、暫定目標値の適切な設定。

日本の暫定目標値である1リットル当たり50ナノグラムは世界保健機構のガイドラインや他国の基準と比べても厳しい水準で設定されております。政府の資料によりますと、アメリカの基準は1リットル当たり4ナノグラム、WHOの暫定ガイドライン値は1リットル当たり100ナノグラムであり、一方、日本では既に1リットル当たり50ナノグラムという保守的な値を採用しております。このように、日本の暫定目標値は国際的な動向に即したものであり、現状の科学的根拠を踏まえて適切に設定されているということでございます。

3つ目に、人体への影響に関する不確定性。

政府の資料によりますと、PFASやPFOAの摂取に関する国内での健康被害事例は確認されておらず、血液中の濃度と健康影響との関連性も証拠が限定的であります。動物実験では影響が指摘されているものの、人への影響はまだ十分に解明されておりません。本意見書は予防原則の立場から、指標値の厳格化を求めているが、公明党としては、科学的な根拠が確立されていない段階で過度な厳格化を求めることは、社会的、経済的負担を伴う可能性があり、慎重な対応が必要と考えております。

4つ目に、現行の対策の適切さ。

日本政府は既にPFASとPFOAの製造、輸入を原則禁止し、消火剤や工業製品での代替を進めております。さらに、環境省や厚生労働省はモニタリングや調査を継続し、PFAS及びPFOAの環境濃度が年々減少していることが確認されております。これらの取組は、予防的かつ段階的に実施されており、国民の安全を確保するための努力が着実に進められていると評価すべきです。

5つ目として、予防原則の立場から、公明党も国民の健康を最優先と考えておりますが、PFOS、PFOAに関する指標値は、引き続き、最新の科学的知見に基づいて適切に見直されるべきである。過度に厳格な指標を採用することは、必ずしも健康被害の予防につながらず、過度な規制が社会全体に混乱をもたらす可能性があります。したがって、科学的データの集積を待ち、適切な時期に指標値を見直すことが最も合理的なアプローチであると考えます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

提出者でありながら、賛成の立場から討論を行います。討論をするに至る決意は、先ほどの反対討論を聞いたからであります。

まず、PFASの問題で、指標値を厳しく見直すことが社会に混乱を与えるというような趣旨の発言がありました。それは事実でしょうか。全国各地で既にかかなりの濃度のPFAS、とりわけPFOS、PFOAが検出されており、幾つかの地域では、米軍由来か、PFAS、PFOAを使用している事業者にかかる由来か、あるいは自然由来か分からないというようなことを言っている面もありますけれども、現実には高い所では、地域で血液検査を求め、実施している所もあるわけです。そういう意味では、既に問題・課題が生じておるといふことなんです。基準を厳しくすれば生じるわけではないと、私は言いたいわけです。

それから、もう一つの点なんですけれども、予防原則の立場について批判がありました。実は食品安全委員会は、指標値を見直すことを求める指摘に対して、健康影響に関する科学的な知見が集積してくればという言い方でありますが、改めて評価を実施する可能性はあるというふうに言っているわけです。内閣府食品安全委員会がそう言っているわけです。しかし、先ほどの公明党の討論では、見直さないと。これは政府の見解と違う趣旨を述べられたわけですね。

もう少しお話をしたいのは、予防原則との関係でいえば、公明党も言われた、食品安全委員会も言っている点でいえば、健康影響に関する科学的な知見が集積してくればという言葉はどういう意味でしょうか。健康被害が蔓延、広がっていく中で知見が集積されることになりますので、

国民の健康被害が広がってくるのを待つというような趣旨になるんじゃないでしょうか。

○議長（江口 徹）

川上議員、討論に対する討論はできませんので、ご注意ください。11番 川上直喜議員。

○11番（川上直喜）

意見書の中に書いていることですよ、これは、案文の中に。ですから、意見書の案文に基づいて発言しております。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

川上議員、討論を続けてください。

○11番（川上直喜）

聞く耳を持たないとね。（発言する者あり）

○議長（江口 徹）

静粛をお願いいたします。川上議員、討論を続けてください。

○11番（川上直喜）

以上、予防原則の立場から厳しく見ていかなければ、健康被害が生じてから見直すというようなことでは、私たちとしては国民の命・健康に責任を持つということにならないのではないかとこの立場で、この意見書案を、ぜひ、採択していただきたいというふうに思います。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（江口 徹）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議員提出議案第10号 PFASの指標値の速やかな見直しを求める意見書の提出」について、原案どおり可決することに、賛成の議員は、ご起立願います。

（起立）

賛成多数。よって、本案は、原案可決されました。

「報告第13号 専決処分の報告（市道上の車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解）」の報告を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（靄迫博史）

「報告第13号」の専決処分について、報告いたします。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解について、専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告を行うものでございます。

議案書の71ページをお願いいたします。本件事故は、令和6年6月25日、日曜日、正午頃、飯塚市枝国地内におきまして、相手方が市道長浦1号線を東方面から西方面へ走行中、道路左側に車両を寄せ停車させる際、道路標識の切断跡を通行し、左前タイヤをパンクさせたものです。

本件事故の過失割合は、市側が50%であり、損害賠償額は3988円となっております。

道路の点検補修につきましては、日頃よりホームページ等での情報提供依頼の掲載や職員への呼びかけ、道路パトロールなどを行い、補修箇所を発見した際には迅速に対応しておりますが、今後は一層の留意を行い、再発防止に努めてまいります。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第14号 継続費精算報告書の報告（令和5年度 飯塚市一般会計）」及び「報告第

16号 令和5年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」、以上2件の報告を求めます。財政課長。

○財政課長（松本一男）

「報告第14号」、「報告第16号」について、ご説明をいたします。

議案書の74ページをお願いいたします。「報告第14号 継続費精算報告書の報告（令和5年度 飯塚市一般会計）」につきましては、地方自治法施行令の規定に基づき精算の報告をするものでございます。

次に、75ページ、「令和5年度 継続費精算報告書（一般会計）」をお願いいたします。10款、教育費の文化会館改修事業につきましては、令和3年度から令和5年度までの事業として、継続費を合計で21億3005万9千円計上しておりましたが、実績額は19億9991万円となりましたことを報告するものでございます。

次に、議案書の78ページをお願いいたします。「報告第16号 令和5年度 健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告」につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき報告するものでございます。

健全化判断比率の表に記載しております実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、普通会計及び市の全体会計としては赤字ではありませんでしたので、数値の記載はございません。

実質公債比率につきましては、普通会計における地方債の元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為などの準元利償還金に充てる一般財源の程度を示す指標となっており、令和5年度は7.1%となっており、昨年度に比べ0.3ポイント悪化しております。

将来負担比率につきましては、普通会計の地方債残高のほか、公営事業や一部事務組合等への負担も含めた、将来、本市が負担すべき実質的な負債の程度を示す指標で、令和5年度は充当可能財源等が将来負担額を上回ったため、算定なしとなりましたので、数値の記載はございません。

次に、下の表ですけれども、公営企業の資金不足比率につきましては、公営企業会計ごとの事業規模に対する資金不足額の程度を示すもので、令和5年度は全ての公営企業会計において資金不足額はありませんでしたので、数値の記載はございません。

以上で報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件2件は、いずれも報告事項でありますので、ご了承願います。

「報告第15号 継続費精算報告書の報告（令和5年度 飯塚市下水道事業会計）」の報告を求めます。企業管理課長。

○企業管理課長（田中善広）

「報告第15号」について、ご説明いたします。

議案書の76ページをお願いいたします。下水道事業会計の継続費精算報告書の報告につきましては、予算に計上しておりました継続費について、地方公営企業法施行令の規定に基づき、精算の報告をするものでございます。

内容につきましては、77ページ、「令和5年度継続費精算報告書」をお願いいたします。1款、資本的支出、1項、建設改良費の浦田第一雨水幹線整備に伴うJR負担金につきましては、令和元年度から令和5年度までの事業として、継続費を合計で14億1884万9千円を計上しておりましたが、実績額は13億8573万8819円となりましたことを報告いたします。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

○議長（江口 徹）

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

「署名議員を指名」いたします。10番 田中武春議員、21番 城丸秀高議員。

以上をもちまして、本定例会の議事日程の全部を終了いたしましたので、これをもちまして、令和6年第3回飯塚市議会定例会を閉会いたします。大変長い間お疲れさまでした。

午後 0時48分 閉会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1番	江口 徹	15番	永末雄大
2番	兼本芳雄	16番	土居幸則
3番	深町善文	17番	吉松信之
4番	赤尾嘉則	18番	吉田健一
5番	光根正宣	19番	田中博文
6番	奥山亮一	20番	鯉川信二
7番	藤間隆太	21番	城丸秀高
8番	藤堂 彰	22番	秀村長利
9番	佐藤清和	23番	小幡俊之
10番	田中武春	24番	金子加代
11番	川上直喜	26番	瀬戸 元
13番	田中裕二	27番	坂平末雄
14番	石川華子	28番	道祖 満

(欠席議員 1名)

12番	田中英美
-----	------

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 二石 記人

議会事務局次長 上野 恭裕

議事総務係長 安藤 良

書記 林 里美

議事調査係長 淵上 憲隆

書記 宮山 哲明

書記 奥 雄介

◎ 説明のため出席した者

市長 武井 政一

経済政策推進室長 早野 直大

副市長 久世 賢治

都市建設部次長 中村 章

副市長 藤江 美奈

企業局次長 今仁 康

教育長 桑原 昭佳

財政課長 松本 一男

企業管理者 石田 慎二

土木管理課長 榎迫 博史

総務部長 許斐 博史

企業管理課長 田中 善広

行政経営部長 福田 憲一

市民協働部長 小川 敬一

市民環境部長 長尾 恵美子

経済部長 兼丸 義経

こども未来部長 林 利恵

福祉部長 東 剛史

都市建設部長 大井 慎二

教育部長 山田 哲史

市民協働部次長 内田 博茂

公営競技事業所長 松尾 修二

